

令和2年度事業計画書

I. 計画の概要

T P P 11（環太平洋連携協定）、日欧E P A（経済連携協定）に加え、日米貿易協定が発効し、日本農業は、担い手不足等の課題とともに、国際化への対応が急務となっている。政府は、令和元年12月に「農業生産基盤強化プログラム」を策定し、品目ごとの生産基盤強化に取り組み、中小・家族経営の経営基盤の継承、中山間地域の所得向上を実現し、農業を持続的に発展させ、国際競争や災害にも負けない産業とする方針を示した。また、その中で、「総合的かつ効果的なセーフティネット対策」の在り方を検討するとされ、新たな食料・農業・農村基本計画において、「関連施策全体の検証を行い、農業者のニーズ等を踏まえ、総合的かつ効果的なセーフティネット対策の在り方について検討し、令和4年を目途に必要な措置を講ずる」としている。更に、災害対応として、収入保険や農業共済に加入することの重要性等については、新たに策定された「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」や「果樹農業振興基本方針」、「茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針」においても謳われている。なお、家畜診療所運営の関係については、「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（第4次）」が令和2年3月に定められる。

このような状況の下、N O S A I 団体は、収入保険では、10万経営体加入の早期達成を目指し、他団体等と連携して戸別訪問等を計画的に進めるとともに、農業共済についても頻発する災害に対応するため園芸施設共済の加入拡大、水稻共済の一筆方式等から他の引受方式への円滑な移行等を重点に取り組むこととしている。また、そのほかの農業共済事業についても加入推進を図ることとしている。そのため、「安心の未来」拡充運動の実践により、各種研修を通し役職員の資質向上に努めるほか、広報・広聴活動を強化し、両制度を総合的に推進・展開するとともに、農業経営のセーフティネットを確実に広げていく必要がある。また、引き続き1県1組合化の推進と1県1組合化後の安定経営の検討、業務運営の合理化・効率化への不断の取り組みも必要となっている。

以上の情勢を踏まえ、本会では、全国農業共済組合連合会（以下「全国連合会」という。）と適切な機能分担の下一体となって両制度の普及推進、役職員の研修及び関連業務を効率的に運営するとともに、①農業保険制度の次期法律改正に向けた検討、②園芸施設共済の仕組改善に係る検討、③産業動物獣医師確保対策及び家畜診療所運営

に係る検討、④農業共済事業システムの改修及び農業保険システムの構築、⑤全国連合会の建物共済再保険事業実施への協力、⑥「安心の未来」拡充運動、任意共済並びに農業共済新聞「安心の未来」拡充運動の支援、⑦紙面刷新による農業共済新聞の普及拡大、⑧退職給与金施設資産の効率運用、⑨令和3年度農業保険関係予算の所要額確保等について、取り組むこととする。

Ⅱ. 各事業の計画内容

1. 公益目的事業

(1) 農業保険法に基づく農業保険の制度に係る調査研究、その他農業の振興と農業経営の安定のための調査研究、同制度の普及・推進及び農家や一般国民への普及啓蒙を行う事業

1) 農業保険制度の改善に関する調査研究、農業共済ネットワーク化情報システム開発等の研究調査事業

ア 農業保険制度研究調査事業

米をはじめ、畜産・酪農、果樹、畑作物、施設園芸、野菜などの各品目別対策並びに、近年開発されている農業に関する新たな保険商品等について、実施状況や制度変更等の情報収集並びに会員への情報提供等に努める。

イ 農業保険制度改善検討事業

① 農業保険制度については、農業保険法の規定に基づき法施行後4年(令和4年)を目途として、新法施行状況その他の事情を勘案し、収入保険やナラシ対策、野菜価格安定制度、収穫共済など収入減少を補てんする機能を有する関連制度全体の検証を行い、農業者のニーズ等を踏まえ、総合的かつ効果的なセーフティネット対策の在り方について検討することとされている。また、政府は、令和元年12月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂に併せて策定した「農業生産基盤強化プログラム」において、「総合的かつ効果的なセーフティネット対策」の在り方を検討することとしている。このような状況を踏まえ、農業保険制度の次期法律改正について、その改善提案をまとめるため農業保険制度研究委員会を中心に検討を開始する。また、園芸施設共済については、

更なる加入の拡大に向け、実務者による仕組みの改善検討を引き続き行う。

- ② 令和2年3月に国が定めた「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（第4次）」に基づいて、都道府県計画が策定されることとなるが、家畜診療所の役割の維持・強化や運営費が措置されるよう取り組む会員を支援する。

また、今後の家畜診療所経営については、家畜診療所運営検討委員会及び同実務者検討会を引き続き開催し、その対応策を検討する。

- ③ マルチローター（ドローン）については、民間損害保険会社や農業関係機関等における導入事例や研究状況、NOSA I 団体における活用事例等を収集し、農業共済事業の引受や損害評価での活用に向けた検討を行う。また、被害圃場における水稻・麦等の収穫量の推定を行うソフト開発等を目的に、平成30～令和4年度に農林水産省農林水産技術会議が実施するプロジェクト研究「ドローン等を活用した農地・作物情報の広域収集・可視化及び利活用技術の開発」に運営委員として職員を派遣し、協力する。

ウ 国際協力事業

諸外国において実施されている農業保険を含めた経営安定対策については、アメリカ、カナダ、EU等の情報を収集・分析し、会員はじめ関係方面に提供する。また、インドネシア等のアジア地域における農業保険の発展に資するため、JICA（国際協力機構）等の実施する事業に協力する等、海外からの調査受入れや講師派遣等の国際協力を行う。

エ 農業共済事業システムの開発・修正事業

農業共済ネットワーク化情報システム（以下「農業共済事業システム」という。）については、一部共済事業の制度改正等に伴う改修を行い、また収入保険を含む総合的な農業保険システムの策定作業に向けて、次の事項に取り組む。

- ① 農業共済事業システムについては、園芸施設共済の補償の拡充等に係る改修を共同して行う。また、同システムの運用支援については、引き続きアウトソーシングにより行うとともに、会員の行う改修システムの効率的な運用・管理を支援するための各種情報等について、イントラネット等を活用して随時提供する。
- ② 全国連合会が運用する収入保険システムについては、改修業務に協力する。
- ③ 令和4年度に策定を目的としている農業保険システムについては、共通基盤の構築と合わせ、各共済事業等の仕様についてはプロジェクトチームにおいて

具体内容を取りまとめる。

- ④ 住まいる・農機具・給与計算システムについては、必要に応じ改修を行うとともに、効率的な運用・管理等に関する会員への支援に努める。
- ⑤ これらシステムの改修及び統合等のため、③のプロジェクトチームのほか事業運営検討会（事務機械化関係）、地区連絡者会議及び情報化全国会議を開催する。

オ 建物共済等の制度及び仕組みの改善

会員が行う任意共済の円滑な実施に向けた支援及び任意共済「安心の未来」拡充運動による攻めの推進と目標達成のため、次の諸課題の検討及び情報の収集・提供に取り組むとともに、インターネットを利用した保険募集及びロボット農機の保険対応について調査・研究する。また、全国連合会が行う建物共済の再保険事業に協力する。

- ① 建物、農機具共済の円滑な実施に向けた支援と事業運営上の諸課題について、建物・農機具共済委員会並びに同専門員会、地区連絡者会議で検討する。
- ② 建物共済損害評価員の養成及び評価技術向上に向け、会員が行う損害評価技術研修を支援する。また、大規模自然災害発生時の対応について、建物・農機具共済委員会並びに同専門員会、地区連絡者会議で検討する。
- ③ 全国連合会と連携して同連合会の再保険事業について、次の事項に取り組む。
 - ア) 建物共済の連合会等保有責任部分に係る再保険事務の支援
 - イ) 建物共済のJA共済連出再部分に係る再保険事務の支援
- ④ 建物短期再共済の再共済事務に係る会員との連携・調整に努める。

カ 獣医師確保対策事業

産業動物獣医師の確保対策については、①獣医学系大学教官との意見交換会の実施、②獣医系大学間獣医学教育支援機構等と連携した学生臨床実習の受入れ、③採用に関する説明会の開催、④NOSA I 獣医師人材バンクの活用、⑤関係団体、省庁、機関等との連携強化、⑥大学への採用情報の提供や獣医師採用状況調査など、獣医師確保対策に引き続き取り組む。また、日本獣医師会及び中央畜産会と連携し、獣医学系大学への文部科学省の支援協力について引き続き取り組む。

キ その他農業保険制度の改善に関する調査研究活動

各種関係団体及び試験研究機関等と連携した農業保険制度の改善のための検討・

研究を行う。

2) 農業保険制度の普及・推進・教育・広報、農業共済団体の全国運動（「安心の未来」拡充運動）の中央本部としての活動等の農業保険制度の普及・推進事業

ア 農業保険制度普及啓蒙事業

全国のNOSA I 団体が行う農業保険制度の普及推進、加入拡大の取り組み事例や方策、全国の組合等・連合会で作成している事業推進用パンフレット等を収集し、会員に提供する。また、普及推進に関連する情報をイントラネット等に掲示する。

イ 農業共済団体リスクマネジメント活動支援事業

NOSA I 団体が行うリスクマネジメント支援活動を支援するため、ドローンによる農薬散布等損害防止活動に係る各種関連情報の収集・分析を行う。

ウ 農業共済団体指導事業

- ① NOSA I 団体の組織体制強化のため、全国 43 都府県が 1 県 1 組合化となることから、特定組合の運営課題及び将来の安定経営対策について、会員の協力を得て検討を行う。
- ② 情報公開の促進、個人情報の保護及びNOSA I 団体の税務等について、会員からの相談に対し農林水産省、本会の顧問弁護士・顧問税理士及び公認会計士等の指導を得ながら的確に対応する。

エ 農業共済団体コンプライアンス態勢確立支援事業

NOSA I 団体が実践するコンプライアンス態勢確立のための取り組みに資するため、その取り組み状況を調査し、同調査結果を会員等へ情報提供する。

また、NOSA I 団体の役職員を対象に、コンプライアンスに関する中央での研修・講習を実施するとともに、会員等の要請に応じ講師を派遣する。

オ 運動支援事業

- ① 3年次となる「安心の未来」拡充運動については、2年次までの成果を検証するとともに、その取り組みの支援強化に努める。「より広く、より深く、農家のもとへ」の行動スローガンのもと、組合等、連合会が運動の推進課題を着実に実践し、農業者の経営展開に即したセーフティネットを全ての農業者に提供

できるよう、次の事項に取り組む。

ア) 運動推進に関する全国推進会議や研修会等を通じて、情報の収集や提供に努める。

イ) 各種広報媒体の活用等、広報活動と一体となった事業推進を支援するとともに、特定組合・連合会の事業実績及び事業計画を収集・取りまとめて、会員等に提供する。

ウ) 「安心の未来」拡充運動表彰要領等に基づき、経営局長表彰、中央表彰及び優秀基礎組織表彰を実施する。なお、6月下旬に表彰者を決定するため、申請の期日を6月20日から5月15日に早めることとする。

② 任意共済「安心の未来」拡充運動については、(1) 加入資格基準の拡充及び収入保険制度の実施を踏まえた新規加入の推進、(2) 建物共済の仕組み改善等を踏まえた補償の拡充、(3) 継続更改率の向上を柱とした「攻めの推進」に資するため、引き続き次の事項に取り組む。

ア) 同運動に関する各特定組合等の行動目標や数値目標などを取りまとめ、会員に提供する。

イ) 各特定組合等の任意共済事業の実績及び事業計画の取りまとめを行い、会員に提供する。

ウ) 任意共済事業推進担当者会議及び任意共済全国研修会等を通じて、推進事例を収集し、会員に提供する。

エ) 任意共済表彰要領に基づく優秀組合等の表彰を実施する。

オ) 事業推進に資する資材を提供する。

③ 農業共済新聞「安心の未来」拡充運動については、基礎組織構成員の完全購読及び収入保険の対象経営体の購読拡大を基本とし、令和2年度からの3年計画で各特定組合等が新たに設定した普及目標部数の必達に向けて、次の事項に取り組む。

ア) 広報戦略の実践等の対策を協議するため、参事等を対象とした全国広報参事等会議を開催する。農業共済新聞全国研修集会及び全国広報委員会会議では、全国版及び地方版の紙面刷新や、掲載記事等の情報を事業推進と一体的に活用する広報活動の強化、普及方策等を協議し、その実践に努める。

イ) 「拠点方式」等の普及対策の実効性を高めるため、実施地域での営農活動事例等を全国版で記事掲載するほか、拠点方式助成金の交付により取組みを支援する。また、戸別訪問等の機会を利用した「試し読み」案内等による収入保険の対象経営体への購読拡大を促すとともに、普及用品の提供等による継

続購読対策にも取り組む。

ウ) 新たな普及奨励金を設け、各県の普及目標部数の達成に向けた広報広聴活動の取り組みを支援する。

エ) 農業共済新聞「安心の未来」拡充運動の表彰要領に基づき、農業共済新聞の普及推進で成果をあげた優秀組合等を表彰する。

オ) 特定組合・連合会が主催する会議等に本会職員を派遣し、広報戦略及び新聞普及に係る諸課題の検討に参画する。

カ) 事業推進に資する農業共済新聞の活用促進、及び普及対策や経営対策等について、本会に設置する農業共済新聞普及推進運動本部委員会で検討する。

カ 全国NOSA I大会の開催

「安心の未来」拡充運動の実践確認、事業推進優秀事例の表彰・発表等を通じた一層の農業保険制度の普及推進を目的に、全国連合会及び特定組合・連合会の協力を得て開催する。

キ 家畜共済事故低減対策事業等の普及推進事業

家畜共済事故低減情報システムの普及を引き続き支援する。また、家畜個体識別情報提供事業については、家畜改良センターの協力を得て継続実施するとともに、これに関係する農林水産省の推進協議会委員として職員を派遣し協力する。

ク 農業保険の機関紙の制作

① 「農業共済新聞」

ア) 令和2年度からの購読料改定に伴い、全国版は、発刊以来の編集方針である「農家に学び 農家に返す」を基本に、①購読者の関心に応え、読まれる情報の発信、②組合等が農業保険の普及推進に活用できる情報の発信、③農業者の所得向上や経営改善に資する情報の発信に重心を置いて紙面刷新を行う。特に農業保険制度の普及に向けては、加入推進等の時期に合わせた企画記事の第1面への掲載や増ページなどを行い関心の喚起を図る。広く名の知られた有識者等からの寄稿頻度を拡大するほか、クイズなど購読者参加型企画を毎週掲載するなど、紙面のさらなる充実化に努める。

イ) 地方版は、特定組合等と連携し、地域に密着した記事や農業者の声を多く掲載し、購読者との信頼関係を醸成するため、全国版と連携した紙面内容の充実を図る。

- ウ) 広告企画を充実し、農業生産や経営、生活改善に役立つ情報を提供する。
また、新たなスポンサー獲得のため、地方企業を含め勧誘に努める。
- エ) 農業共済新聞の号外として、総代や基礎組織構成員等向けの「事業推進特集号」を発行する。

② 雑誌関係

- ア) 「月刊NOSA I」「週刊・農政と共済」については、農政や農業情勢の解説、団体の組織体制強化計画等の情報提供、全国運動の推進状況、収入保険制度及び農業共済制度の普及の参考になる企画等を掲載し、実務研鑽誌・紙としての内容充実を図る。農業保険制度の改正内容の解説や推進方策のほか、会計・税務処理など関連情報の提供に努める。
- イ) 「月刊・家畜診療」については、産業動物獣医師の診療技術向上と家畜損害防止の徹底を図るための診療技術情報を提供するとともに、NOSA I 団体獣医師の研究論文等や獣医系大学研究者による総説・講座等の充実に努める。

ケ 農業共済組合等広報紙全国コンクール

組合等が発行する広報紙の内容充実を支援するため、企画や編集等の優秀な広報紙を表彰する。入賞広報紙については「月刊NOSA I」等で取り組みを紹介する。

コ 「新・日本の農村」写真コンテスト

現代の農業・農村・農業者をテーマに、その現場や明るく楽しい出来事、災害等をとらえた写真を農業共済新聞やホームページ等を通じて募集し、優秀な作品を表彰する。

サ 農業保険制度普及用品の共同制作事業

農業保険制度等の普及や事業推進等に必要な刊行物、業務用品及び普及用品の共同制作を行う。

3) 農業共済団体役職員の研修事業

効率的な事業運営やコンプライアンス態勢の確立、経営マインドの醸成等、NOSA I 団体役職員に課せられた使命を全うしつつ、農業保険法の下、災害補償のプロフェッショナル及び農業経営改善のアドバイザーとして、農家・組合員の負託に

応えるためには、役職員が意識改革を更に進め、資質向上や人材育成を図ることが重要であり、全国連合会や農林水産省と連携した統一的な研修体系の下で、本会主催の研修を実施するとともに、全国連合会や農林水産省主催の研修等に協力する。

また、各種研修情報の提供及び研修講師等の派遣・紹介を通して、特定組合等が実施する研修の支援に努める。なお、今後の研修体系の見直し検討のため、特定組合等の研修実態調査を行う。

ア 農業共済団体役職員の研修・講習事業

本会主催の研修は、階層別の総合研修及び普及推進研修として、①NOSA I 理事研修会、②上級管理職研修会、③初級管理職研修会、④管理職養成研修会、⑤中間指導職養成研修会、⑥普及推進研修会（初級コース・中級コース）を、専門研修として、⑦建物共済専門講習会、⑧建物共済損害評価技術研修会、⑨農機具共済専門講習会、⑩システム管理者養成研修会を、家畜診療関係として、⑪家畜診療等技術全国研究集会、⑫中堅獣医師講習会、⑬家畜診療等技術地区別発表会・研修会（全国7地区）をそれぞれ実施する。また、将来の特定組合の経営課題や農業保険システムへの移行に必要な研修内容に一部見直しを行う。

農林水産省主催の①農作物共済研修会、②家畜共済研修会、③果樹共済研修会、④畑作物共済研修会、⑤園芸施設共済研修会、⑥経理研修会、⑦法令等研修会、⑧収入保険研修会（新規）及び⑨農業保険外交員研修（新規）については、その開催に協力する。

イ 獣医師研修事業

家畜共済関係獣医師の相互研鑽等を図るため、前記の家畜診療等技術全国研究集会等を開催するとともに、農林水産省関係部局、畜産関係団体の事業に協力し、家畜衛生情報、獣医事及び動物医薬品に関する情報を収集・提供する。

ウ 広報技術研修会

農業保険制度の普及推進に資する広報媒体の内容充実のため、取材と原稿執筆等の広報技術の基礎習得を目的とする広報技術研修会を開催する。

（2）農業共済団体の退職金給付に係る事業

投資環境は引き続き厳しい環境にあるが、退職給与金施設資金の効率運用及び保

全に万全を期し、令和2年度においては年1.7%相当額（「実績連動給付率1.5%」＋「特別給付率0.2%」）の付加給付に努める。

委託運用を含めた施設資金の運用については、退職給与金施設運用委員会の答申に沿って行うとともに、運用成績に関する分析・評価について、引き続き金融専門家による診断・助言を得て、安全・効率的な運用に努める。

本施設の中期的な資金動向を把握するため、契約団体を対象に今後3年間の追加加入者、退職者、掛金納付額等の動向について調査し、効率的なポートフォリオ（資産配分）の維持に努める。

2. 収益事業

全国農業共済会館の管理運営を実施する事業

会館及び宿舎の施設等については、平成27年3月に策定した大規模改修工事計画を踏まえ、同改修工事までの間は必要最小限の修繕に留めるとともに、同計画に基づき会館等大規模改修工事引当資産の積立てを引き続き行う。

- ① 会館については、保守・点検、整備を適切に行い、貸事務室等の安定的な契約の維持及び会議室の外部貸出しに努める。
- ② 宿舎については、会員等の優先利用を重点に、一般利用者を含めた利用者の拡大に努める。

3. その他の事業

(1) 会員間の連絡調整・組織運営に係る事業

本会の事業遂行に当たり、全国連合会を含めた会員への連絡及び情報提供を引き続き充実するよう努めるとともに、会員間の連絡及び会員の行う諸行事等に積極的に協力する。また、全国連合会が円滑な業務運営が行えるよう引き続き支援する。

- ① 全国特定組合長・会長会議及び全国参事会議等を定期及び適時に開催するとともに、重要事項についてはその対策を協議・検討し、団体意見の集約に努める。また、会員からの要請に応じ、会員の行う諸行事等に協力する。
- ② 令和3年度の農業保険関係予算（収入保険の保険料・積立金及び農業共済掛金の国庫負担金、事務費負担金等）については、農業者の負担軽減並びに適切な事

業運営を図るために必要な額の確保について、農林水産省と予算要求段階からの課題の共有を図りつつ、両制度並びにそれを運営するNOSA I 団体に対する政府・政党への更なる理解促進に努め、要請活動を全国の組織を挙げて適時に展開する。また、引き続き、交付税化された公営地区事務費の予算措置状況等に係る情報収集に努める。

- ③ 収入保険を始め農業保険の加入率向上が喫緊の課題とされている中、政府・与党、国会等での農政、収入保険並びに農業共済制度・組織に係る情報収集、関係団体等との情報交換等に引き続き取り組むとともに、これら関係情報・資料等を適宜、会員等に提供する。
- ④ 多発する大規模災害に対し、「農業共済団体大規模災害事業継続支援基金(平成26年度造成)」については、その復元及び運用改善を図る。

(2) 農業共済団体の福利向上に係る事業

農業共済団体役職員の福利向上のため、福祉貸付及び団体契約保険を引き続き実施する。

一般及び災害等の各種福祉貸付については、継続実施するとともに、周知と普及に努める。

各種団体契約保険等の取りまとめ事務を継続実施するとともに、契約団体の意向を踏まえ、必要に応じ既存制度の改善検討を行う。また、既存制度の安定的運営に資するため、若年層の加入促進に引き続き努める。

4. その他

「Ⅰ. 計画の概要」及び「Ⅱ. 各事業の計画内容」に掲げた以外の事項で緊急に対応すべき事項が生じた場合は、必要に応じ、理事会等での協議等を経たうえで実施する。